

区域外就学承諾基準

世田谷区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このことからお住まいの住所地によって通学区域の学校を定めています。世田谷区は学校を自由に選ぶことはできません。

区域外就学は、下記の事由に該当し、かつ学校運営上又は施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められるときは承諾しています。(区域外就学の制限がある学校は除く)

【注意事項】

1. 区域外就学による児童・生徒の通学は、原則として徒歩とします。
2. 小学校における区域外就学は、中学校を変更する時の理由にはなりません。

区 分		事 由	添 付 書 類 等 ^[注1]	対 象
1	転出後の継続通学	転出後、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合。承諾期間は、特別地域を除き学年末まで(小学5年生及び最終学年は卒業まで)承諾可能とする。		小・中
2	転入予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転入予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転入予定地の通学区域の学校を希望する場合。	賃貸借契約書の写しまたは売買契約書の写し	小・中
3	居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳は当該居住地以外の住所地に登録されている場合。	賃貸借契約書の写し等居住が確認できる書類	小・中
4	兄弟関係	本人の兄弟が区域外就学を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合。承諾期間は、特別地域を除き学年末とする。		小・中
5	特別地域	(1)小学生で以下の住所に居住する場合。 ①杉並区上高井戸1丁目1～13番(上北沢小学校に限る)、上高井戸1丁目14～23番(芦花小学校に限る ^[注2])、下高井戸1丁目1～20番(松沢小学校に限る)、下高井戸1丁目21～41番(上北沢小学校に限る) ②大田区石川町2丁目15～33番、雪谷大塚町1番(東玉川小学校に限る) ③目黒区緑が丘3丁目3～11番(東玉川小学校に限る) ④調布市仙川町1丁目15～37番地・43番地～、仙川町3丁目1番地・9～11番地(烏山小学校に限る) (2)特別地域を理由に区域外就学している児童が、卒業する小学校を通学区域に含む中学校への入学を希望する場合。 ※区域外就学の制限校は除く。		小
				中
6	その他の特別な事情	特別の事情があると教育委員会が認めた場合。		小・中

注1 いずれも住民票の写しまたは住民登録地の区市町村で発行する就学通知書の写しが必要です。

また、このほかの書類の提出をしていただく場合もあります。

注2 芦花小学校は、制限校のため、現在、特別地域を事由とした受け入れを行っていません。

◎ 指定校変更・区域外就学の制限がある学校

下記の学校は、教室数が不足すると予想されるため、原則として他の区域からの受け入れを行いません。

※ ただし、転居・転出により継続して通学を希望する方、各学校の通学区域内へ1年以内に転居予定の方、希望する学校に兄弟が引き続き在学している方はご相談ください。

小学校	桜小学校 桜丘小学校 中丸小学校 松丘小学校 京西小学校 二子玉川小学校 明正小学校 芦花小学校 山野小学校
中学校	砧中学校 烏山中学校

【問い合わせ先】 世田谷区教育委員会事務局学務課就学係 電話5432-2683